

災害ボランティアコーディネーター養成講座助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊明市社会福祉協議会災害ボランティアコーディネーター養成講座（以下「養成講座」という。）を実施する団体に対して交付する助成金について、必要な事項を定めるものとする。

(助成金対象団体)

第2条 助成を受けることができる団体は、次の各号のすべてに該当する団体とする。

- (1) 災害ボランティアコーディネーターの知識を有する者で構成する団体であること。
- (2) 市内において、災害訓練や防災に関する啓発活動等を行っている団体であること。
- (3) 養成講座開催要項に基づき企画、運営ができる団体であること。

(助成金交付額)

第3条 養成講座開催に要する経費について、100,000円を上限とし助成金を交付する。

ただし、以下の経費は対象外とする。

- (1) スタッフによる会議、研修参加等に要する飲食費。
- (2) 車輛や器具等の購入費用の一部に充当するための経費。
- (3) その他、助成することが適当でないと豊明市社会福祉協議会長（以下「本会会長」という。）が認める経費。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、（以下「申請者」という。）は、養成講座を開始する前に次に挙げる書類を本会会長に提出しなければならない。

- (1) 災害ボランティアコーディネーター養成講座助成金申請書（様式第1号）
- (2) 団体の会則等
- (3) 団体の名簿
- (4) 災害ボランティアコーディネーター養成講座計画書
- (5) 災害ボランティアコーディネーター養成講座予算書

(助成金の交付決定及び通知)

第5条 会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し適当と認めたときは、助成金の交付を決定し災害ボランティアコーディネーター養成講座助成金決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第6条 助成金の交付決定の通知を受けた申請者は、速やかに災害ボランティアコーディネーター養成講座助成金請求書（様式第3号）を会長に提出し、助成金を請求するものとする。

（助成金の報告）

第7条 申請者は、災害ボランティアコーディネーター養成講座助成金報告書（様式第4号）に次の書類を添付し、本会会長あてに講座修了後1カ月以内に提出しなければならない。

（1） 災害ボランティアコーディネーター養成講座活動報告書

（2） 災害ボランティアコーディネーター養成講座収支報告書

（助成金の返還）

第8条 養成講座完了後に残額が生じた場合には、その残額を返還するものとする。
また、次の各号のいずれかに該当した場合は、交付した助成金の全額もしくは一部を返還しなければならない。

（1） 虚偽の申請、その他不正により助成金を受けたことが判明したとき。

（2） 助成金を交付目的以外に使用したとき。

（3） その他、この要綱の規定に違反したとき。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が定める。

附則

この要綱は、決裁の日から施行する。